

1 財政健全化に向けた基本的な考え方について

【平成21年2月10日公表資料】

財政健全化に向けた基本的な考え方

平成21年2月10日

1 対策の必要性と基本方向

本県では、これまでも、中長期的な視点に立ち、財政の健全化と自律的な財政運営に向けた取組を進めてきました。

しかし、三位一体の改革により地方交付税等が一方向的に削減された結果、財源不足補てんのための基金の取崩しが増大し、財政調整的基金の残高は平成21年度末でゼロとなる見込みです。

さらに、昨年来の急激な景気悪化による県税収入の落ち込みもあり、今後、毎年度300億円を超える財源不足が見込まれ、このままでは「財政再生団体」に転落する恐れがあります。

当面の財源不足を解消するだけでなく、安全安心の確保、社会的弱者への支援や新たな行政ニーズへ対応していくためにも、改めてゼロベースの視点に立ち、聖域なく事業の廃止や見直しを進めるとともに、優先順位の見極めによる徹底した選択と集中に取り組んでいきます。

2 対策の目標

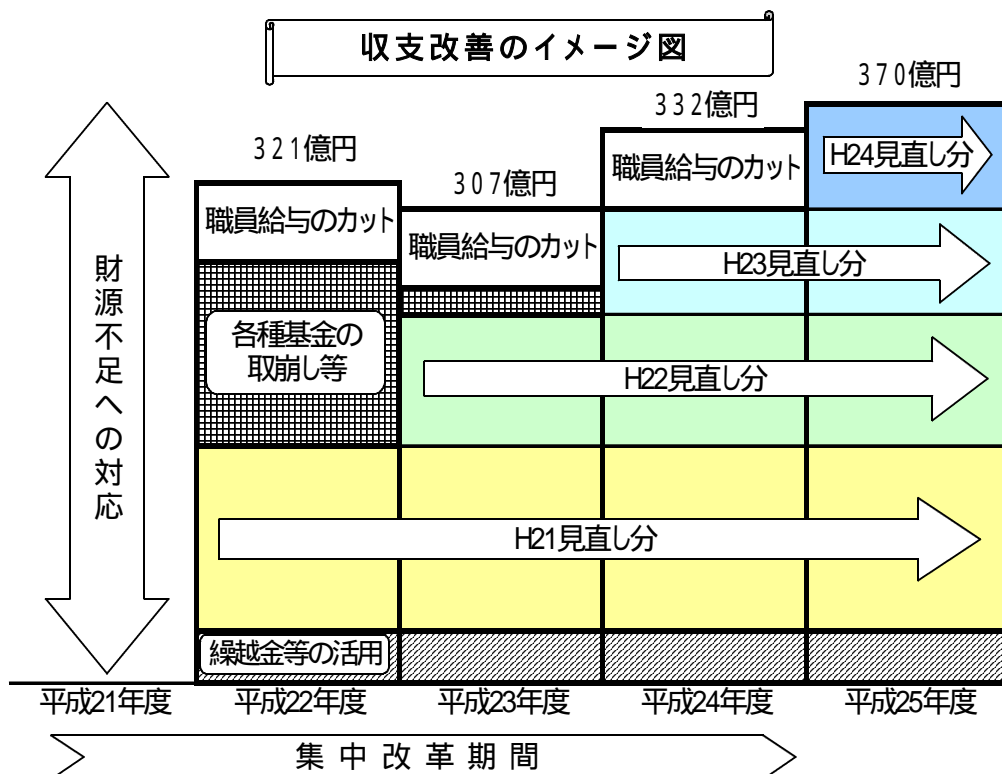
「収支の均衡した予算編成」（平成25年度から）

3 集中改革期間

平成21年度から平成24年度までの4年間
（可能なものは21年度から即実施）

4 収支改善の目標額

平成25年度までに約370億円



5 見直しに当たっての基本的な考え方

- (1) 県が本来担うべき役割を十分に果たす観点から、聖域なく事務事業を見直し
- (2) 県民ニーズや現状の課題を踏まえ、ゼロベースで事業の必要性・必要量を見直し
- (3) 「最少の費用で最大の効果」の実現
- (4) 持続可能な制度の確立に向けて、受益と負担のバランスを最適化
- (5) 職員の意識を改革し、個々の能力を最大限に活かす人事制度を確立

6 主な取組

- (1) 事務事業の見直し
 - ・ 個々の事業の費用対効果を十分に検証するとともに、県民ニーズや現状の課題解決に直接結びつかない事業は廃止・見直し
 - ・ 「民間にできることは民間に」を徹底し、県は県でしか担えない役割への重点化を推進
 - ・ 「住民に身近なサービスは住民に最も身近な市町村で」を基本に、県は広域的・専門的な観点から必要な役割を果たすとともに、ノウハウの提供等を通じて支援を強化
 - ・ 県出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方を抜本的に見直し
 - ・ 県単補助金については、事業主体との役割分担の徹底を前提に見直し
 - ・ NPOをはじめ民間活力の活用などにより事業手法を見直し
 - ・ 県民生活の安全に直接関わる事業や社会的弱者の生活支援に関する事業については、セーフティネットとしての機能の維持に十分な配慮を講じながら、持続可能な制度に移行
- (2) 投資的経費の抑制
 - ・ 類似団体や地域の実情を踏まえ、真に必要な公共投資を選択し、集中的に実施
 - ・ 国庫補助金等の有利な制度を活用し、県費負担を抑制
- (3) 総人件費の抑制
 - ・ 定員管理計画に定めた人員削減を着実に推進
 - ・ 平成22年度から24年度までの3年間、職員給与のカットを実施
- (4) 歳入の確保
 - ・ 市町村との協働による県税徴収率の向上
 - ・ 未利用県有地の処分推進
 - ・ 県営住宅使用料や貸付金など債権回収の強化徹底
- (5) 県債の適切な発行
 - ・ 将来の負担増を見極めながら、県債を適切に発行
- (6) 当面の財源対策
 - ・ 土地開発基金など県の保有する基金の取崩しなどにより、当面の財源を確保

喫緊の課題である経済・雇用対策については、国庫補助金や交付金を最大限活用し、将来行うべきものを前倒しして実施

7 今後のスケジュール等

